

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例

〔平成19年4月1日〕
条例第17号

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条** この条例は、公務のために旅行する沖縄県後期高齢者医療広域連合職員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。
- 2** 沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に定めるところによる。

(定義)

- 第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2** この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。ただし、「在勤地」という場合には在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

- 第3条** 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 2** 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3** 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第4項又は法第29条の規定により退職等となった場合（法第16条第1号に該当するに至って失職した場合を除く。）には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4** 職員以外の者が沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 5** 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族も含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「

旅行命令等」という。) を変更 (取消しを含む。以下同じ。) され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則に定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額 (概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額) の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、広域連合長若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者 (以下「旅行命令権者」という。) の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿 (以下「旅行命令簿等」という。) に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等 (前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。) に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更を認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路 (鉄道を除く。以下同じ。) 旅行について、路程に応じ実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合について、定額等により支給する。

(旅費支給の例外)

第7条 旅行命令権者は、研修、講習等の旅行について前条第1項に掲げる旅費を支給することが適当でないと認められるときは、これらの旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する2日額旅費の額、支給条件、支給方法その他支給について必要な事項は、規則で定める。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求及び精算)

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 会計管理者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

第2章 旅費額

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃ほか、急行料金
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第11条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第12条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第13条 車賃の額は、実費額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が、旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合（広域連合長が定める基準に基づいて自家用自動車を公務に使用することができる場合に限る。）の車賃の額及び支給方法は、規則で定める。

(日当)

第14条 日当の額は、別表の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。
- 4 旅行が引き続き3時間未満の場合又は宿泊を伴わない県内旅行の場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず日当は支給しない。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、別表の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第17条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前号第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
 - 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第18条 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地

の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは1人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額並びに6歳未満3歳以上の者を随伴するときは、その移転の際における職員相当の航空賃の2分の1に相当する金額及び3歳未満の者を2人以上随伴するときは1人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の航空賃の2分の1に相当する金額を加算する。
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
 - (3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
 - ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
 - イ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第19条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

- 第22条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて広域連合長が定める額を旅費として支給する。

第3章 雑則

(旅費の調整)

- 第23条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、広域連合長が定める旅費を支給することができる。

(在勤地内旅行の旅費)

- 第24条 在勤地内における旅行については、交通費の実費のみを支給する。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

- 第25条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第10条、第11条又は第13条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当定額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

- 2 第14条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(旅費の特例)

- 第26条 広域連合長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(規則への委任)

- 第27条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第14条、第15条、第16条、第17条関係）

1 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
管 理 職	2,400円	12,000円	10,800円	2,400円
管理職以外の職員	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、及び福岡市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

路 程	鉄道 50 キロメ ートル 未満	鉄道 50 キロメ ートル 以上 100キ ロメー トル未 満	鉄道 100キ ロメー トル以 上 300 キロメ ートル 未満	鉄道 300キ ロメー トル以 上 500 キロメ ートル 未満	鉄道 500キ ロメー トル以 上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄 道 1,000 キロメ ートル 以上 1,500 キロメ ートル 未満	鉄 道 1,500 キロメ ートル 以上 2,000 キロメ ートル 未満	鉄 道 2,000 キロメ ートル 以上
移転料	円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。